

山 監 査 第 1 4 1 号
令和6年（2024年）11月21日

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第16条の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 笹 木 慶 之

- 1 報告内容
別紙のとおり
- 2 報告書提出先
山陽小野田市長、山陽小野田市議会及び山陽小野田市教育委員会
- 3 報告書提出年月日
令和6年11月21日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第13条第1項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

教育委員会事務局

学校教育課、学校給食センター、心の支援室、中央図書館及び厚狭図書館

3 監査の期間

令和6年10月7日から令和6年11月21日まで

4 監査の着眼点

定期監査に関する着眼点に基づき実施した。

5 監査の方法

今回の監査は、令和6年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

6 監査の結果

監査した結果、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。